

多国籍企業と移転価格税制¹

同志社大学 経済学部 田中 靖人 研究会

田中 秀憲²

足助 彰

奥野 博樹

河野 大輔

宋 志強

尤 貝

¹本稿は、2006年12月3日に開催される、WEST論文研究発表会 2006 に提出する論文である。本稿の作成にあたっては、田中靖人教授（同志社大学）・財務省近畿財務局・大阪国税局をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 代表者E-mail アドレス bee0727@mail3.doshisha.ac.jp

要旨

グローバル化の進展は、冷戦崩壊後の自由貿易圏の拡大と、運輸と通信技術の爆発的な発展をもたらした。その発展に伴い、企業の経済活動は国と国とを跨いだ世界的なものへと変貌を遂げていった。第2次世界大戦以後の世界的大企業の対外直接投資の増大により、それらの企業は研究開発 - 資材・部品の調達(購買) - 生産 - 販売の機能を中心とした一連の国際経営活動をクロスボーダーに展開するに至った。

現在では、企業のグローバル化が進み、単に財・サービスが国境を越えて売買される貿易という形だけではなく、企業の活動自体が国境を越えることも当たり前のこととなった。既に数多くの企業が他国に生産拠点を移し、世界全体を自社の市場とするようになった。多国籍企業の形態は多岐に渡っている。その中で以前には考えられなかったような問題が数多く浮かび上がってきている。そのひとつが移転価格問題である。本論文では多国籍企業と移転価格税制について論じる。

国際的に経営活動を行う多国籍企業は、その影響力の大きさから、今や自国の経済は勿論のこと国際経済においても重要な役割を果たしており、この役割について各国政府の関心が増大している。しかしながら、多国籍企業による国家の枠組みを越えた事業活動の組織化の進展は時として、経済力の集中の濫用及び国の政策目標との衝突をもたらす可能性がある。更に、これらの多国籍企業の有する複雑性、並びにその多様な組織、事業活動を明確に把握することは困難である。

本論分では、移転価格税制を通じて国の政策と企業の経済活動との関係性を研究していく。その中で、政策提言としてAPA（事前価格確認）制度を利用する環境を整えていくこと、法人税を引き下げていくこと、また思考実験的な案であるが税率による二国間の税収分配方法を提示している。

目次

はじめに	P.3
第1章 多国籍企業	
第1節 多国籍企業の定義	P.4
第2節 多国籍企業の変遷	P.5
第3節 理論モデルから見る多国籍企業	P.6
第4節 増大する多国籍企業と抱える問題	P.8
第2章 移転価格税制	
第1節 移転価格問題	P.9
第2節 移転価格税制	P.13
第3節 移転価格税制の導入	P.14
第4節 BRICs の台頭と移転価格税制	P.15
第5節 移転価格税制の問題点	P.16
第3章 政策提言	
第1節 問題解決策としての APA 制度	P.20
第2節 政策提言	P.22
第4章 おわりに	P.27

WEST 論文研究発表会 2006

第1章 多国籍企業

第1節 多国籍企業の定義

第2次世界大戦後に急増する対外直接投資の主要な担い手はアメリカなどの世界的巨大企業であり、一般に「多国籍企業」と呼ばれている。その構成組織と経営管理の網の目が国境をクロスオーバーするところから、中国語では「跨国公司」と呼ばれている。

上記に書いた多国籍企業とは第2次世界大戦後、対外投資の急増により、研究開発 - 資材・部品の調達(購買) - 生産 - 販売の機能を中心とした一連の国際経営活動をクロスボーダーに展開するに至った世界的な企業を指している。(図1)

では次に、多国籍企業を成長・存在させる対外直接投資とは何なのか、そして多国籍企業は何故対外直接投資をするのかという事について言及していきたい。多国籍企業の在外拠点には、完全子会社や過半数株所有会社や関連会社などのタイプがあるが、それらは本社の在外拠点に対する持ち株比率によって区分される。この比率が本社の在外拠点に対する支配力の強弱を示すものとなっている。したがって多国籍企業は、本社が在外施設を支配できるだけの一定水準の投資をすることによって成立する。この投資を対外直接投資と呼び、在外拠点に対する出資金がその基本となる。上記内容より対外直接投資の動向は、多国籍企業の活動を表す有力な指標の一つとなっている。

一般に企業が対外活動を行うに当たって、本国で生産したモノを輸出、外国企業との販売提携・技術提携、在外拠点の設置による多国籍企業としての展開、などいくつかの方法があるが、どれを選択するかは、それぞれの企業の経営戦略による所が多い。また、外国企業に対して出資規制やその他の規制があるのが現状で、それもまた企業の対外活動のあり方を左右する要因である。このような状況下で多国籍企業が実際に成立するには、本社側で在外拠点を設置しようとするプッシュ要因と受入国において外国企業を誘致しようとするプル要因がうまく接合する必要がある。

多国籍企業の対外進出動機には、生産コストの削減、進出先市場の確保、現地の天然資源の獲得など多様であるが、いずれにせよ企業がもっている経営資源を、技術の販売や生産委託といった形で外部化するのではなく、外国においても企業内部に保有しようとする。そのために、先ほど言及した在外拠点に対する対外出資(直接投資)が必要条件となるのである。そのようにして結果、多国籍企業の受け入れは多国籍企業と受入国双方に図2のような形で利潤をもたらす。(図2)

WEST 論文研究発表会 2006

第2節 多国籍企業の変遷

第1章で多国籍企業の簡単な定義を紹介したが、第2章では多国籍企業の変遷について述べていきたい。企業の多国籍経営への大きな転換をさせた直接要因となったのは「グローバリゼーション」であると言える。グローバリゼーションは、米国が優位に立つ情報技術(IT)・インターネットと超高速航空ネットワークを基盤に人・モノ・金・情報などの経営資源の世界的循環を加速させた。特に、情報技術と金融取引のネットワークによって短期資金を含む巨額の資金移動が瞬時に可能となり、それは一方で先進国への富の一極集中と他方での貧困という世界経済の不均衡をもたらした。直接投資と証券投資による大量の資金が米国に流入して産業の資金需要に応え、国内の株価を急騰させ、株式交換型合併として現金ではとても調達できないような巨額の M&A(企業合併・買収)を可能にした。

また、グローバリゼーションに伴い、多国籍企業の経営戦略手段も大きく転換した。(図3・4) 日本を例に見ると、1980年代半ばから90年代初頭にかけて、円高下での外国企業買収の割安感が先行し、日本企業による欧米企業の買収(M&A)が増大した。しかしこの M&A の多くは、日本がバブル下にある時に行われたもので、いわば衝動買いの性質があった。1990年代に入ると、設備投資・R&D 投資の巨大化や製品ライフサイクルの短縮化などを目的としたアライアンス(企業提携)が経営戦略の一端を担うようになった。1995年以降になるとバブルが崩壊し、企業構造の改革のためリストラや企業売却による経営手段が多く見られるようになった。その後、2000年以降は先の M&A の失敗を鑑みて、企業買収や買収目的が明確になった戦略的 M&A が行われるようになり、それと平行して各自の企業が外国企業からの買収から身を守るための企業防衛が経営戦略の重要な手段として考慮されるようになっていったのである。

WEST 論文研究発表会 2006

第3節 理論モデルから見る多国籍企業

第1節、第2節で多国籍企業の定義と変遷を述べてきた。この第3節では多国籍企業が何故、対外直接投資を行うのかという事に対して、バーノンの「プロダクト・サイクル論」を用いて、理論的な立場からのアプローチを図りたい。

このバーノンの理論モデルについて言及する前にまず何故、国際貿易が発生するのかということについて、説明を加える必要がある。この問いに答えた説として、リカードの比較生産費に基づく「比較優位」説が挙げられる。2カ国2財の労働生産性を比較し、仮に2財ともある国に絶対優位があれば貿易は発生しないが、リカードはそれぞれの国で労働生産性が高い財に特化し余剰分を輸出して、他の財を輸入すればお互いに貿易から利益を得るとした。

このモデルを理論的に発展させたのがヘクシャーとオリーンである。「ヘクシャー＝オリンの定理」によれば各国の比較優位は、主として生産要素(資本・労働・土地・あるいは天然資源)の賦存状態により決定され、生産要素が豊富な比較優位の財が輸出されるという。この説では、生産要素は移動しないという事が前提とされている。しかし、アメリカでは資本・技術など生産要素が豊富な資本集約財が輸出されず、むしろ輸入されていることから、この矛盾は「レオンチェフのパラドックス」と呼ばれ指摘されていた。この矛盾点を明らかにしたのが、バーノンの「プロダクト・サイクル論」である。

バーノンは1966年に国際的な「プロダクト・ライフ・サイクル(Product Life Cycle)論」を発表し、新製品が成熟製品・標準化製品へと推移するにしたがって、その他の先進国、低開発国に對外直接投資がシフトし、アメリカに逆輸入される諸関係をモデル化した。ここで述べるプロダクト・サイクル論とは、ある製品の導入・成長・成熟・衰退の過程を示した成長曲線で図示されたものを用い、企業の新製品開発・製品差別化・後発企業との競争・市場参入と撤退など、企業の競争戦略の策定・戦略的意思決定のタイミングなどを判断する指標となるものである。

この説では、「新製品(new product)」は、先端技術開発を可能にする資本力と高い所得を唯一持つアメリカ市場に導入され、輸出される。新製品が普及し、「成熟段階(mature product)」段階になると、輸出先の先進国でも普及し、現地資本・新規参入者が生産を開始されることで、販売競争が激化する。やがて、世界に普及し価格が低下した「標準化商品(standardized product)」になると、低開発国にも輸出され、製造コストがとりわけ豊かな低賃金労働力を利用した在外現地生産により、アメリカに「逆輸入」されることになる。

このように、国際資本移動の活発化と国際情報通信の発展により多国籍企業は土地や天然資源・労働力の点で有利な地域に生産拠点を構築し、資本や技術、資源などを集中的に移転・投

WEST 論文研究発表会 2006

入するなど、各国の比較優位を活用することで利潤を得る手段を取るようになっていったのである。バーノンはこの論の中で次のように述べている。「輸出によって獲得した地位が脅かされると、彼らは海外に子会社を設けて自分たちの持つ優位性のうちで残っているものを活用することになる。」

このバーノンの言葉に表れているように、多国籍企業は海外に拠点を持ち、その進出先の安価な土地・低賃金労働力を活用して製造された資本集約財を、アメリカに逆輸入するという一連の流れから、多国籍企業が何故対外直接投資を行うのかということバーノンの「プロダクト・サイクル論」を通じて垣間見ることができる。

WEST 論文研究発表会 2006

第4節 増大する多国籍企業と抱える問題

多国籍企業は、今や加盟国の経済及び国際経済関係において重要な役割を果たしており、この役割について各国政府の関心が増大している。多国籍企業は、国際直接投資を通じ、資本・技術及び人的資源の国家間における効率的な利用に寄与することにより、多国籍企業の本国及び受入国に実質的な利益をもたらすことができる。

また、それに加えて多国籍企業はその経済活動を通じて、経済的及び社会的福祉の増進のために重要な役割を果たすことが期待されている。しかしながら、多国籍企業による国家の枠組みを越えた事業活動の組織化の進展は、経済力の集中の濫用及び国の政策目標との衝突をもたらす可能性がある。更に、これらの多国籍企業の有する複雑性、並びにその多様な組織、事業活動及び方針を明確に認識することの困難性は、時として懸念を生じさせるものがある。その最たる例として、国による多国籍企業への移転価格税制に基づく追徴課税が挙げられる。2006年6月28日、国は武田薬品に対し、1223億円の申告漏れを指摘し、約570億円の追徴課税が行われるなど、多国籍企業に対して移転価格税制に基づく追徴課税が行われた事例は後を絶たない。

以下のセクションでは、特に多国籍企業の経済活動がもたらす国の政策目標との衝突の可能性について言及したい。

WEST 論文研究発表会 2006

第2章 移転価格税制

第1節 移転価格問題

移転価格問題とは端的にいうと多国籍企業が低税率国に子会社を設置し、低税率国子会社への自社商品の販売価格（移転価格）を低く設定することで自国での利益を下げ、全納税額を小さくしようとすることで生じる。そこでこの節では具体的にそのメカニズムを見ていきたい。以下簡単な親会社国、子会社国の二国間における多国籍企業の取引を定義する。ここでは式を簡略化するために海外子会社を1社とする。詳しくは（図表2-1）を参照。以下の6つの項を定義し多国籍企業内の二国間取引において多国籍企業が利潤最大化行動を行った際、国家の税収にどのような影響を及ぼすのかを見ていきたい。

S : 非関連グループに対する売上 C : 非関連グループから調達した費用

p : 1単位あたりの移転価格 q : 関連会社間の販売量

m : 関税率（従価） t : 利潤税率

※ 親会社に関連するものには1、子会社に関連するものには2の添字をつける

親会社国に関連するものにはx、子会社国に関連するものにはyの添字をつける

(e x)、 \circ_1 、 \circ_2 、 \circ_x 、 \circ_y

多国籍企業の利潤最大化行動

多国籍企業の税引き後利潤（R）総計（ $R_1 + R_2$ ）は、

$$\begin{aligned} (R_1 + R_2) = & (1 - t_x) \{ p_1 q_1 + S_1 - (1 + m_x) p_2 q_2 - C_1 \} \cdots \text{(X国親会社税引き後利潤)} \\ & + \\ & (1 - t_y) \{ p_2 q_2 + S_2 - (1 + m_y) p_1 q_1 - C_2 \} \cdots \text{(Y国子会社税引き後利潤)} \end{aligned}$$

以下、移転価格の影響を見るため（ $R_1 + R_2$ ）を p_1 、 p_2 で微分する。

WEST 論文研究発表会 2006

〔Ⅰ〕親会社から子会社への移転価格の影響を見るために p_1 で微分

$$\begin{aligned} \Delta (R_1 + R_2) / \Delta p_1 &= q_1 (1 - t_x) + (1 - t_y) \{ - (1 + m_y) q_1 \} \\ &= q_1 \{ 1 - t_x - (1 - t_y) (1 + m_y) \} \\ &= q_1 \{ - t_x + t_y (1 + m_y) - m_y \} \end{aligned}$$

$$t_x > t_y (1 + m_y) - m_y \cdots \textcircled{1} \text{ のとき、} \Delta (R_1 + R_2) / \Delta p_1 < 0$$

つまり①の条件を満たす時 p_1 を小さくすると $(R_1 + R_2)$ は増加する。

① の条件を文章化して要約すると、

関税を考慮した上での親会社国の税率が子会社国の税率よりも高い場合 (①の条件)、親会社から子会社への販売価格 (p_1) は低いほうが、多国籍企業全体の税引き後利潤 ($R_1 + R_2$) は大きくなる。

〔Ⅱ〕子会社から親会社への移転価格の影響を見るために p_2 で微分

$$\begin{aligned} \Delta (R_1 + R_2) / \Delta p_2 &= - (1 - t_x) (1 + m_x) q_2 + (1 - t_y) q_2 \\ &= q_2 \{ (1 - t_y) - (1 - t_x) (1 + m_x) \} \\ &= \{ - t_y + t_x (1 + m_x) - m_x \} \end{aligned}$$

$$t_y < t_x (1 + m_x) - m_x \cdots \textcircled{2} \text{ のとき、} \Delta (R_1 + R_2) / \Delta p_2 > 0$$

つまり②の条件を満たす時 p_2 を小さくすると $(R_1 + R_2)$ も小さくなる。

② の条件を文章化して要約すると、

関税を考慮した上での子会社国の税率が親会社国の税率よりも低い場合 (②の条件)、子会社から親会社への販売価格 (p_2) は高いほうが、多国籍企業全体の税引き後利潤 ($R_1 + R_2$) は大きくなる。

次に親会社国 X、子会社国 Y の税収と企業の移転価格の関係を見るために二国の税収を出し、移転価格 p_1 、 p_2 で微分する。

WEST 論文研究発表会 2006

◆親会社居住国Xの税収 (T_x) を式で表すと、

$$T_x = t_x \{p_1 q_1 + S_1 - (1 + m_x) p_2 q_2 - C_1\} + \boxed{m_x p_2 q_2}$$

関税収入

税収への移転価格の影響を見るために p_1 、 p_2 で微分

(i) 親会社から子会社への移転価格 p_1 で微分

$$\Delta T_x / \Delta p_1 = t_x q_1 > 0 \dots \textcircled{1}$$

(ii) 子会社から親会社への移転価格 p_2 で微分

$$\begin{aligned} \Delta T_x / \Delta p_2 &= -t_x (1 + m_x) q_2 + m_x q_2 \\ &= q_2 \{m_x (1 - t_x) - t_x\} \end{aligned}$$

$m_x (1 - t_x) < t_x$ ならば $\Delta T_x / \Delta p_2 < 0 \dots \textcircled{2}$

(i)、(ii) より $t_x q_1$ は常に正なので、 $\textcircled{1}$ は親会社から子会社への移転価格 p_1 が高ければ高いほど親会社国X国の税収は高くなることを表し、これは多国籍企業の利潤最大化行動と対立する。

◆同様に、子会社居住国Yの税収 (T_y) を式で表すと、

$$T_y = t_y \{p_2 q_2 + S_2 - (1 + m_y) p_1 q_1 - C_2\} + \boxed{m_y p_1 q_1}$$

関税収入

税収への移転価格の影響を見るために p_1 、 p_2 で微分

(i) 親会社から子会社への移転価格 p_1 で微分

$$\begin{aligned} \Delta T_y / \Delta p_1 &= -t_y (1 + m_y) q_1 + m_y q_1 \\ &= q_1 \{m_y (1 - t_y) - t_y\} \end{aligned}$$

$m_y (1 - t_y) < t_y$ ならば $\Delta T_y / \Delta p_1 < 0 \dots \textcircled{1}$

(ii) 子会社から親会社への移転価格 p_2 で微分

$$\Delta T_y / \Delta p_2 = t_y q_2 > 0 \dots \textcircled{2}$$

(i)、(ii) より $t_y q_2$ は常に正なので、 $\textcircled{2}$ は子会社から親会社への移転価格 p_2 が高ければ高いほど子会社国Y国の税収は高くなることを表し、これは多国籍企業の利潤最大化行動と合致する。

多国籍企業の利潤最大化行動と親会社国X、子会社国Yの税収と企業の移転価格の関係により、多国籍企業による移転価格の操作による利潤最大化行動は、親会社国Xの税収を減らし子会社国Yの税収を増やす税収の分配機能を持つことが分かる。

WEST 論文研究発表会 2006

またここで忘れてはならないことは上記のことが問題になるとき、親会社国Xの税率が関税を考慮した上でY国の税率よりも常に高くなっているということである。つまり、移転価格問題により被害を受けるのは他国に比べて税率が高い国であり、税率が低い国にとってはむしろ多国籍企業の行動は有益に働く。ここで近年日本において移転価格問題が増加していることから日本の税率が他国に比して高い水準にあることが予想される。以下日本と他国の税率についての KPMG インターナショナルによる各国法人税率調査を示す。

EU 諸国における労働、資本、経済の自由化といった競争等により、欧州各国において着実に法人税率が低下していることが、最新の「KPMG インターナショナルによる各国法人税率調査」によって明らかになりました。

フランス、ギリシャ、オランダを含む EU 加盟国 6 カ国の法人税率引き下げによって、2005 年の EU 加盟国の法人税率の平均は 0.28% 減の 25.04% となりました。これは、OECD 諸国の 28.31%、ラテンアメリカの 28.25%、アジア太平洋地域の 29.99% と各地域の平均値と比較しても低いことがわかります。

一方、法人税率が最も高い国としては、日本の 40.69% およびアメリカ合衆国の 40% が、また、法人税率が最も低い国としては、法人に対する課税がないケイマン諸島が挙げられます。

2004 年以降、本調査の対象国 86 カ国の大半において、法人税率に変更がない、もしくは、法人税率の引き下げが行われたことがわかりました。特に法人税率の引き下げ率が高い国としては、バルバドス (5% 減の 25%)、アルバニア (3% 減の 20%)、イスラエル (3% 減の 31%)、インド (2.9% 減の 33.66%) が、また、大幅な法人税率の引き上げを行った国としては、ドミニカ共和国 (5% 増の 30%)、フィリピン (3% 増の 35%) が挙げられます。

出所：「KPMG インターナショナルによる各国法人税率調査」

http://www.kpmg.or.jp/resources/research/r_tax200604_1.html

上記より、日本、米国の法人税率が OECD 先進諸国や EU 諸国と比較しても非常に高い水準にあることが分かる。また発展途上国が多国籍企業の受け入れを狙って法人税率を下げていることから今後日本や米国においてさらに移転価格問題が大きな問題になってくることが容易に予想される。ここで興味深いのは法人税の引き下げを行った国は法人税率の低下による税収減より多国籍企業の移転価格操作による税収増のほうが国家全体の税収増につながると考えていることである。また先進国の企業が入ってくることによる市場の活性化等も視野に入れていることも考慮に入れなければならない。

第2節 移転価格税制

前章の国際課税問題を解決するために作られたのが移転価格税制である。注目され始めた時期こそ最近ではあるが、意外にもこの税法が作られた時期は古く、施行されたのは1986年である。その定義は租税特別阻止法第66条の4に明記されている。資料1を参照。

WEST 論文研究発表会 2006

第3節 移転価格税制の導入

移転価格税制が導入された 1980 年代中ごろは自国の税を低くすることにより外国資本等を誘致する国（いわゆるタックスヘブン）が出現しており、これを利用した租税回避が多く見られるようになっていた³。

そこで移転価格税制を導入したのだが、これは正解だったといえる。近年ではグローバル化などの影響などにより、実際国側から見た場合、移転価格問題により発生する税収の減少額は年間数百億円になっている。具体的には 1997 年から 2004 年間の移転価格税制に基づく追徴課税額の合計は約 6875 億円⁴で、価格を移転することによって課税額を減少させている企業のすべてに国税局は追徴課税を課しているわけではないので、実際はもっと大きな額になっている。移転価格税制がなかった場合、少なくとも 8 年間で 6875 億円は回収することができなかったことになる。このような税収の減少を防ぐために政府は移転価格税制を導入した。（図表 2-2）に日本の移転価格課税の状況を示す。次に BRICS の台頭による移転価格税制の重要性の増大について述べる。

³ <http://www.kantei.go.jp/jp/zeicho-up/1217honbun1p.html> 参照

⁴ <http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/05111501tax.pdf#search=%E7%A7%BB%E8%BB%A2%E4%BE%A1%E6%A0%BC%E7%A8%8E%E5%88%B6%20%E8%BF%BD%E5%BE%B4%E8%AA%B2%E7%A8%8E%20%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%90%EF%BC%94> 参照

WEST 論文研究発表会 2006

第4節 BRICsの台頭と移転価格税制

私たちが移転価格問題に注目したことの大きな理由に近年巨大化しつつある低税率国の存在がある。その中でも日本にとって関係が深く、市場の規模が巨大、かつ高成長している国として現在注目されてきているのがBRICsと呼ばれる4ヶ国である。BRICsとはブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国の英語の頭文字を繋げた造語で、アメリカの証券会社のゴールドマン・サックスが2003年の10月1日に出した個人投資家向けのレポート「Dreaming with BRICs: the Path to 2050」の中で使用した言葉である。この4カ国は中長期的に高成長が期待できる新興国と言われている⁵。同レポートではBRICsの経済規模は2039年には経済大国G7を上回り、2050年のGDPは中国、アメリカ、インド、ブラジル、ロシアの順になると予想している。⁶具体的に近年の成長率をあげると(図表2-4)のようになる。さらに日本の実質輸出仕向け地別内約も(図表2-5)に挙げる。(図表2-5)によるとBRICsの貿易シェアは大きく拡大することが予想される。この結果に門倉貴史氏は為替レートが経済成長に伴い上昇するという条件を加えて試算を行ったところ2015年にはBRICs向け輸出ウエイトは56.4%に達するという結果が出た。将来のBRICsの貿易における依存度は大きなものになるだろう。

BRICsは将来、日本と肩を並べる経済大国になることが予想されているが現在はまだ発展途上である国もあり、発展途上国が自らの経済を発展させるために中国の設けられている経済特区と似たような外国企業を誘致するための政策を採ることは十分に考えられることである。そしてその手段として税率を下げるということも行われ得るだろう。それ以前に日本の現在の法人税率は上記に示した通り世界で最も高い。更に日本と同等の法人税率であるアメリカの貿易シェアは(図表?)のグラフからわかるように低下するので、日本の貿易のうち、法人税率が低い国相手にした貿易のシェアは増える一方ということになり、そうなるといよいよ移転価格税制に基づく追徴課税がなされるケースも増えるはずである。これらBRICsが発展することを考えると移転価格税制の再整備は大いに急がれる必要があるだろう。

⁵ (図表2-3)参照。「BRICs新興する大国と日本」から作成、データは2005年

⁶ Wikipedia参照

WEST 論文研究発表会 2006

第5節 移転価格税制の問題点

第1節で述べた多国籍企業の移転価格操作の解決策として作られた移転価格税制であるが、現在多くのメディアで取り上げられているようにうまく機能しているとは決して言えない現状がある。この法令が施行された時期は古いが、いまだ企業と政府間の意識のずれは大きく、毎年追徴課税額に対し、多くの繰越金が発生してしまっている。ここでは移転価格税制の問題点を明確にし、考察へとつなげていきたい。

(i) 企業にとっての問題点

まず企業側の問題点として考えられるのが非常に多額の追徴課税であろう。具体的事例を挙げれば 2006 年にソニーとソニー・コンピュータエンタテインメント(SCEI)に対して課された追徴課税額 279 億円、2005 年京セラに対して課された額が 243 億円、2006 年武田薬品に対して課された額が 570 億円と一企業に請求する額としてみたときその額が企業に対して非常に大きな負担となるのは明らかである。この原因として考えられるのは国税局が数年間の期間の取引に対してさかのぼって課税していることだろう。これは企業に対する調査期間が非常に長くかかってしまうため仕方がないことではあるが、数年間における未納額を一度に企業に対して請求することはたとえそれが公正な額であったとしてもすぐに受け入れられないのもある程度は仕方がないことと言える。また追徴課税という形による納税は企業側の対応策や時間のロスという観点から課税額以上の負担を企業に与えることになる。

(ii) 政府にとっての問題点

政府にとっての問題点も多い。そこには二重課税の回避という国際秩序が常に付きまどってくる。というのも追徴課税を受ける企業は子会社国ですでに納税を済ませており、その上でさらに未納分を収めるのであればそれは二重課税である。これを回避するためには親会社国政府と企業の話し合いだけでなく二国間の政府同士の協議も当然必要となってくる。そうなれば更なる納税の遅れ、全額回収の困難は避けられない。近年の多国籍企業に対する追徴課税額を見ても分かる通り、移転価格問題による国家の税収減は深刻なものとなっており、一刻も早い移転価格税制の改正、強化が求められている。

Becker(1968)の理論モデルによる問題点の考察

Gary S. Becker はシカゴ大学の教授であり、人間のおよそ経済学とは関係がないと思われるような、結婚、犯罪、といった行動にまで経済学の理論を当てはめ、経済学の域を広げた人物として大変大きな功績をあげている人物である。とはいえ、人間をあくまで合理的行動を取るものとして捉える彼の理論では近年の複雑化した事件は個々の事例としてみたとき説明できな

WEST 論文研究発表会 2006

いことも多くなってきた。しかし人間の集合体として活動する企業を考えたとき、個人や政府等と比べても現代において最も合理的に動く主体といえるのではないだろうか。ここでは追徴課税額が莫大であるのになぜ多国籍企業は移転価格操作を行うのかを Becker の理論における犯罪行動と捉えて考えてみる。

E U : 期待効用	p : 摘発される確率
U : 計測可能と仮定した場合の効用	f : 刑罰の重さ
Y : 摘発されなかったときの効用	

犯罪の期待効用式

$$EU = pU(Y - f) + (1 - p)U(Y)$$

上の式において常に $(Y - f)$ は負となり、 $\{U(Y - f)\}$ も負の値をとる。なぜなら罪の重さ (f) がつかまらなかったときの効用 (Y) よりも小さいならば合理的行動を行うすべての企業は罪を犯すことになってしまう。つまり $(Y - f) > 0$ であるとき、その罰則は犯罪を抑制する罰則と成りえないということである。期待効用 $EU > 0$ より大きくなる時その人物（ここでは企業）は犯罪を行う。

ここで各項を一つずつ検証してみる。

Y…移転価格による便益(=追徴課税額)

移転価格税制では企業が設定した子会社への販売価格を本来の適正と思われる額で算定し直した額をもって追徴課税額となる。そのため $Y =$ 追徴課税額となる。国税庁発表の「国際課税の状況」の「移転価格税制に係る課税状況」によると、平成 17 年度における移転価格税制課税件数が 119 件、申告漏れ所得金額が 2,836 億円で 1 件あたりの申告漏れ所得金額が約 23.8 億円となる。これに日本における法人税率をかけた 10 億円弱が 1 件あたりの企業への追徴課税額ということになり、これが一社あたりの移転価格による便益ということになる。とはいえ近年武田薬品、ソニー等の事例を見ても分かるように追徴課税額が数百億円にもものぼる事例も次々に挙がってきており増加の一途をたどっている。これは摘発されなかったときの効用が大変大きいことを意味する。

$f \cdots f > Y$ ($f =$ 追徴課税金額 (Y) +延滞税+調査費用+機会費用+イメージダウン等)

多国籍企業が国税局により追徴課税を受けた場合、実際には追徴課税額以上の損失が企業側には発生することになる。まず納税の遅れによる延滞税がある。国税通則第 60 条によると「延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限（純損失の繰戻し等による還付金額が過大であつ

WEST 論文研究発表会 2006

たことにより納付すべきこととなった国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第 17 条第 3 項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて計算した額とする」とある。追徴課税額が軒並み大きな金額であるため多くの事例において早期解決がされていない現状において、未納金に対して年利 14.6 パーセントの遅延税は企業にとって現在大きな負担となっている。その他の損失として考えられるものに自社の移転価格算定の調査費用、また国税局への対応による機会費用の損失、メディア等に取り上げられることによるイメージダウンが挙げられる。ここで言うイメージダウンとは消費者へのものというよりは株主へのもののほうがより大きいと思われる。（大阪国税局にて直接話しをお伺いした際、国税局側として追徴課税を受けた企業名を公表してはいないとのこと。企業側が国税局による追徴課税額を公表する理由としてはやはり株主側への配慮が大きいのではないかのお話を頂いた。）また犯罪を抑止する方法の一つに（f）、つまり罰則の値を大きくすることがあるが、移転価格操作による租税回避は犯罪というよりは企業と政府当局の意見の相違から発生している。そのため普通の犯罪に対する刑罰と違い、単純に追徴課税額以上の罰則を科すことは出来ない（延滞税を除く）。つまり企業の租税回避を抑制するために現状よりも多くの罰則を与える政策提言は行えないということになる。そのため企業側としてはたとえ摘発されたところで、自社で発生した便益分を返却するだけとなる。また調査費用、機会費用による損失も企業内に調査部が存在し、調査費も予算内に組み込まれているがすでに存在していれば限りなく無視することができる。結果、刑罰の重さを考察したところ刑罰の重さはあまり移転価格操作の抑止力とはならないことが分かる。

p…摘発される確率

国税庁発表の「平成 17 事務年度における法人税の課税実績について（調査課所管法人）」の「法人税調査の状況」によると平成 17 年度の法人税調査件数は 4,509 件でそのうち不正計算のあった件数は 664 件で不正発見割合は 14.7%とある。これは法人全体の資料ではあるが移転価格による追徴課税においても一定の基準と見ることができる。これによると実際に調査を行った企業に対して不正を発見した割合は 15%未満と企業の不正発見の割合は大変小さいことが分かる。また大阪国税局、財務局の方にお話しをお伺いした際にも「はっきりとは言えないがコストと見返りの関係から追徴課税額が小さい場合には課税できないケースもある」とのこと。さらに同じく国税庁発表の「国際課税の状況」の「移転価格税制に係る課税状況」によると、平成 17 年度における移転価格税制課税件数が 119 件、申告漏れ所得金額が 2,836 億円で 1 件あたりの申告漏れ所得金額が約 23.8 億円なのに対し、同「法人税調査の状況」によると調査 1 件あたりの申告漏れ所得金額は約 1.99 億円と移転価格税制に基づく 1 件あたりの申告漏れ金額が他に比べて大変大きな額となっているのが分かる。これはやはり移転価格税制による課税に大きな費用がかかるため、どうし

WEST 論文研究発表会 2006

でも金額の大きな大企業に対してしか課税できていない現状があるものと考えられる。しかしながら前述したように刑罰の重さを単純に大きく出来ない移転価格税制においてはこの摘発数を上げることが大きな課題となってくる。

以上のように各項を検証した結果、移転価格操作が行われる理由として挙げられるもので一番大きなものは摘発率の低さにあることが分かる。これを上げるためには現在の追徴課税という形を変えていくことが重要となってくる。追徴課税はどうしても納税後に未納分を請求するため、法廷争い等が起こり、スムーズな納税が出来ない。そのため国税局側としても課税額の小さなところへの請求が出来ず、結果摘発率の低下へとつながっている。

移転価格の摘発件数を上げていくこと、もしくは自動的にすべての企業にも対応できる制度を新たにつくることが大まかな政策提言として考えられる。

WEST 論文研究発表会 2006

第3章 政策提言

第1節 問題解決策としてのAPA制度

近年深刻化しつつある移転価格問題を解決するために存在する制度として最も広く用いられているのがAPA制度である。税務当局もこの制度の利用を推進しているが、この制度を知っているにも関わらずこれを利用しない企業も多く、今後更なる深刻化が見込まれる移転価格問題を解決手段としてはいまだ多くの問題を抱えている。

事前価格確認制度（Advance Pricing Arrangement : APA とは、「税務署長、又は国税局長が、法人が採用する最も合理的だと認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について確認を行うこと」である。以下では、APA制度利用の利点と欠点を企業側及び税務当局に二分して説明する。

①企業にとってのAPA制度利用メリット

税務当局による企業への突然の追徴課税は企業の経営資金に無視できない影響を与える。移転価格税制に基づく追徴課税が発生した場合、経営資金減少により追徴課税を受けなかったならば可能であった投資が行われず、企業の生産性は追徴課税が行われなかった場合に比べ、低下すると考えられる。APA制度を利用することで、移転価格税制に基づく追徴課税発生による企業の長期経営戦略が狂ってしまう可能性を下げることが出来る。

②税務当局にとってのAPA制度利用メリット

企業活動の内容が、移転価格税制による脱税行為に相当するかどうかを前もって確認することが可能となる。APA制度利用による企業間とのある事業についての合意が得られた場合、税務当局は企業はその事業を調査するコストを省くことが出来る。なおAPA制度は事業の条件が変化しない場合、複数年にわたって適用できることが可能である。

③APA制度利用のデメリット

1. 時間がかかる。一つの案件につき、平均2年弱⁷。
2. 費用の負担。企業はAPA制度を利用したい事業について、通常は税務コンサルタントへ資金・

⁷ 「事前確認の状況 2005 APAレポート」平成17年9月 国税庁 19ページ

時間等の資源を費やし、税務当局と交渉する形式となる。

3. 法的拘束力がない（正確には、日本の事前価格確認制度には法的拘束力がない）アメリカの場合、APA 制度利用によって、企業と税務当局間で合意がなされた場合は合意について法的拘束力が存在している。日本の場合はあくまで企業と税務当局間における合意にすぎず、法的拘束力が存在していない。
4. APA 制度がカバーできる範囲は有限である。企業が X という事業を APA 制度利用により、税務当局と事前に移転価格税制に基づく税法違反が存在していないかどうか確認したとしても、同一の企業がおこなう Y という事業では移転価格税制に基づく追徴課税を課される可能性が排除できない。

以上のデメリットを解決するための政策提言を次節で述べる。

WEST 論文研究発表会 2006

第2章 政策提言

APA 制度の改正、強化による政策提言

①APA 担当者数を増加させる。

特に移転価格税制についての専門的知識を有する人材を効率良く育成できるように、APA 専門の税務官および民間の税務コンサルタント向けの教育機関の設立。移転価格税制に関する専門的知識を所有する人材が増加することで、APA 制度を利用する費用が低下すると考えられるため、現状よりも APA 制度の利用数が上昇すると予測される。

②税法を企業と税務当局間の合意が法的拘束力を有するように改正する。

合意が法的拘束力を持つことで、企業は APA 制度利用の結果を確実であると考えることが可能になる。

APA 制度の改正、強化以外の政策提言

③ 各国の税率格差の僅少化

移転価格税制と企業行動の問題の対処法として、APA制度は有効な対処法である。しかし、現状では企業はAPA制度を利用せずに事業を行っている。企業は何故APA制度を利用しないのだろうか。企業の法務担当者がAPA制度の存在を知らないが為に、企業がAPA制度を利用しないことは考えにくい。事実、筆者は大阪国税局において移転価格税制を担当している調査課所属の方から話を伺う機会があったが、「企業、特に大企業の法務担当者がAPA制度を知らない可能性は大変低い」という話を聴くことができた。企業がAPA制度を利用しない理由に関する研究は現状ではさほど多くないが、国際的な会計事務所によるリサーチでは税務コンサルタントなどの専門家に支払わねば成らない費用、企業内の担当者の人件費、時間がかかりすぎる事、開示せねばならない情報が多いことなどがあげられている⁸。

移転価格問題の発生メカニズムについて考慮すると、APA 制度利用以外の移転価格問題の解決策として考えられる策は各国の法人税率格差の僅少化であろう。極端な仮定ではあるが、仮に二国間において法人税率が全く等しいとする。そのような状況では企業が利潤最大化行動をする際に価格操作（脱税に相当する行為であるか否かはここでは問わない）をおこなうインセ

⁸ 新日本アーンストアンドヤング『移転価格に関するグローバルリサーチ』1999年

WEST 論文研究発表会 2006

ンティヴは存在しない。ゆえに、移転価格問題は発生しない。現実には多数の国が存在し、法人税率も統一されていない。しかし、自国（日本）の諸外国と比較して高率の法人税を引き下げることによって、各国間の税率格差を縮めることは可能である。移転価格問題において各国間の法人税率格差は企業へ移転価格操作をするインセンティブを与える役割を持つと考えられる。そして第1章3節でのモデルによる分析を踏まえると、各国間の法人税率格差が大きければ大きいほど企業が移転価格操作をする確率は増加すると推測される。よって、各国間の法人税格差を縮小することは移転価格問題が発生する確率を下げることができると考えられる。

また、移転価格問題が頻繁に生じる国は高い法人税率で企業に大きな負担をかけているとも考えられる。企業が株主、従業員、経営者による人々の集まりである以上、高い法人税率は人々の所得にも大きな影響を与える。移転価格問題は単なる多国籍企業の問題として無視できる問題ではなく、国の税制のあり方の問題である。

しかしこの政策提言は各国間の経済状況、税制・会計制度の違い、また税率引き下げによる財源の確保等の要因についても考慮されねばならず、短期間での実現は難しいと思われる。しかし一概に全く可能性のない話ではない。2006年10月30日の産経新聞の記事から引用する。

(引用はじめ)

『自民党の中川秀直幹事長は29日のフジテレビの「報道2001」で、経済財政諮問会議で民間議員が要請した法人税引き下げについて「企業が国際競争に負けないような税制を考えたい。税率は欧州並みがいい」と述べ、アジアや欧州諸国より高い法人税を欧州並みに引き下げるべきだとの考えを示した。中川氏は「企業が元気になり、雇用が増え、社員の所得が増えれば、家庭が幸せになる」と述べ、国民に利益が還元されると強調。同時に「法人税を減税したら、企業には正社員とパート労働者の均衡処遇を実現する財源として使ってもらいたい」と述べ、待遇の格差解消に努めるべきだと指摘した。』

(引用おわり)

とあり、政府としても法人税を引き下げる意向があることを示している。前章において提示したように日本の法人税率は40.69%、EU加盟諸国平均法人税率は25.04%、アジア太平洋地域平均法人税率が29.99%であり、もし日本の法人税率が欧州並みに引き下げられたとすると、日本における移転価格問題は解決へ向けて大きく前進することになるだろう。おそらく短期に欧州並みの税率まで引き下げることは不可能だと思われるが、長期的視点で段階的引き下げを考えた場合、十分実現可能性をもつ政策提言といえるだろう。

WEST 論文研究発表会 2006

④ 二カ国間による事前協定と税収分配モデル

移転価格税制において追徴課税の問題は政府と企業の問題であると同時に、政府と政府の問題でもある。企業が日本で追徴課税を受けた場合、すでに低税率国で利潤に対する納税を済ませているにもかかわらず、企業は日本へ対してもさらに税を支払わねばならない。つまり、企業は二重に課税されていることになってしまう。よって、納税の前に低税率国と日本との間で二重課税回避のため低税率国から企業への税金の還付などといった取り決めを決定する二国間の協議が必要となってくる。そのため課税に際し多くのコストがかかってしまい、費用と税収の関係から追徴課税を行うのが課税額の大きな大企業のみとなってしまう状況が生まれているのは前述した通りである。そこでこの納税をスムーズに行うためにあらかじめ二国間で協定を定め、自動的に多国籍企業に対して課税できるような移転価格税制に代わる新たな制度を提示したい。基本的に企業に対する追徴課税額の内訳はすべて法人税である。そこで各国の法人税率を根拠に二カ国間の総利潤に対して課税することを提案する。その大まかな理論を簡単な二国間モデルを使って以下に示す。なお理論簡略化のため関税は省略している。(図表 i) を参照に適正時における多国籍企業の子会社との取引モデルにおいて親会社と子会社の利潤、またそのときの両国の税収を計算する。

(図表 i) において、親会社、子会社の利潤を合わせた多国籍企業グループ全体の税引き後総利潤を示すと、

$$\text{親会社利益} = (1 - 0.4) \{10 \times 20 + 300 - 10 \times 20 - 50\} = 0.6 \times 250 = 150 \cdots X \text{国税収 } 100$$

$$\text{子会社利益} = (1 - 0.2) \{10 \times 20 + 300 - 10 \times 20 - 50\} = 0.8 \times 250 = 200 \cdots Y \text{国税収 } 50$$

$$\begin{aligned} \therefore \text{多国籍企業グループ全体の税引き後総利潤} &= \text{親会社利益} + \text{子会社利益} \\ &= 150 + 200 \\ &= 350 \cdots \textcircled{1} \end{aligned}$$

次に多国籍企業が移転価格操作を行っている場合について考える。(図 ii) を参照に企業移転価格操作時の、親会社、子会社の利潤を合わせた多国籍企業グループ全体の税引き後総利潤を示す。図表、または数式において太字になっている部分が (i) と異なる部分であり、移転価格操作によって影響を受けている数である。

WEST 論文研究発表会 2006

(図表 ii) において、親会社、子会社の利潤を合わせた多国籍企業グループ全体の税引き後総利潤を示すと、

$$\text{親会社利益} = (1 - 0.4) \{10 \times 10 + 300 - 10 \times 20 - 50\} = 0.6 \times 150 = 90 \cdots \text{X国税込} 60(40 \text{ 減})$$

$$\text{子会社利益} = (1 - 0.2) \{10 \times 30 + 300 - 10 \times 20 - 50\} = 0.8 \times 350 = 280 \cdots \text{Y国税込} 70(20 \text{ 増})$$

$$\begin{aligned} \therefore \text{多国籍企業グループ全体の税引き後総利潤} &= \text{親会社利益} + \text{子会社利益} \\ &= 90 + 280 \\ &= 370 \cdots \text{②} \end{aligned}$$

(i)、(ii)モデルの結果①、②より、多国籍企業が移転価格を操作することでX国の税込は40低下し、Y国の税込が20増加し、多国籍企業グループ全体としての納税額は20低下している(その分総利潤は20増加)。現在の徴税方式ではX国、Y国において発生したそれぞれの利潤に対して別々に課税しているためにこのような状況が生じている。そこで以下のような政策を提言したい。

X国、Y国で発生した利益にそれぞれ課税 (現状)



二国間の総利潤を把握した後各国の税率比で分配

上記の文を具体的に(ii)の多国籍企業移転価格操作取引モデルに当てはめてみる。

$$\text{税引き前の親会社利益} \cdots (10 \times 10 + 300 - 10 \times 20 - 50) = 150$$

$$\text{税引き前の子会社利益} \cdots (10 \times 30 + 300 - 10 \times 20 - 50) = 350$$

$$\therefore \text{税引き前の多国籍企業の総利潤は } 150 + 350 = 500 \text{、となる。}$$

ここに各国税率準拠の比率で税収の分配を行う。(X国の税収をx、Y国の税収をyとする)

まずX国の税収を求める。

$$500 : x = 200 : 40 \quad (2 \text{ カ国間の総利潤なので } x \text{ 国税込 } 40\% \text{ に対する割合は } 200\%)$$

$$500 : x = 5 : 1$$

$$5x = 500 \quad \therefore x = 100 \cdots \text{③}$$

次にY国の税収を求める。

$$500 : y = 200 : 20$$

$$500 : y = 10 : 1$$

$$10y = 500 \quad \therefore y = 50 \cdots \text{④}$$

WEST 論文研究発表会 2006

③、④より多国籍企業が移転価格操作を行っている状況においても、本来の適切な取引がなされている場合と同様の税収が2カ国共に確保できたことになる。2カ国間の事前協議によりあらかじめ税率が決定されるので、取引額の小さな中小企業にも課税することができる。しかしながら二国間の意思疎通を円滑に行う必要があり、低税率国が合意に至るまでには長い期間がかかってしまうのは想像に難くない。また各国の法人税の納付方式まで考慮に入れているわけではないためこの結果はいまだ理論の域を出てはいないのが現状である。この政策の実現のためには各国の税制度がより効率的に近似化される必要がある。

WEST 論文研究発表会 2006

第4章 おわりに

グローバル化の進展に伴い、登場した移転価格税制はこれまで以上に重要性を増していくことだろう。多国籍企業は世界全体を自社の財・サービスの市場として、今後もますますクロス・ボーダーな経済活動を活発に行うと予想される。その多国籍企業の活動が増加するにつれて、現状のままでは移転価格問題は増加の一途をたどっていくことになると思われる。

本論文ではAPA制度を利用する環境を整えていくことと、法人税を引き下げていくことを政策提言として、また思考実験的な案であるが税率による二国間の税収分配方法を提示した。本文中でも触れているが、企業が個人の集合体である以上、法人税は個人の所得へ大きく影響する要因であり、移転価格税制と法人税の問題は大企業のみが注意を向けておけば良い問題ではない。

本論文の政策提言として、法人税引き下げを長期的視点から主張しているが、残念ながら本論文では法人税引き下げ後の財源を確保する方法を考察・分析することまではできなかった。考えられる案としては法人税引き下げと同時に所得税の引き上げる方法、もしくは歳出の社会保障費を削減し、同時に寄付行為を個人・企業が行いやすくする税制へと変化させる方法、などを挙げるができる。

今後移転価格税制について研究する際には法人税と財源の問題にまで踏み込むべきである。また、本分野は経済学、法学、会計学などの分野とも大きく関わる問題であるため、学際的な研究が必要となるであろう。

WEST 論文研究発表会 2006

【参考文献】

《先行論文》

- 渡辺 智之『租税回避の経済学：不完備契約としての租税法』
財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」12月 2003年
井上博之『移転価格の事前確認制度に関する一考察』 税務大学校論叢 2001年
村上睦著 「多国籍企業と移転価格税制」 文眞堂
小林威編著 「移転価格税制の理論・実証研究」 多賀出版

《参考文献》

- 上田慧 2004年 『グローバリゼーションと国際経営戦略』 同志社大学
中村雅秀 1995年 『多国籍企業と国際税制』 東洋経済新報社
堀口大介／内海英博 2004年 『海外進出企業のための移転価格税制の実例と対策』
中央経済社
羽床 正秀／古賀 陽子 2004年 『移転価格税制詳解〈平成16年版〉』大蔵財務協会
岡村忠生／渡辺徹也／高橋祐介 2006年『ベーシック税法』 有斐閣アルマ
村上睦著 1996年 『多国籍企業と移転価格税制』 文眞堂
小林威編著 1998年 『移転価格税制の理論・実証研究』 多賀出版
宮沢健一・清水啓典訳「G・S・ベッカー経済理論 人間行動へのシカゴ・アプローチ」東洋
経済新報社

《データ出典》

- 法庫 国税通則法
<http://www.houko.com/00/01/S37/066.HTM#s6>
KPMGインターナショナルによる各国法人税率調査
http://www.kpmg.or.jp/resources/research/r_tax200604_1.html
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/category/press/press/h18/5311/01.htm>

WEST 論文研究発表会 2006

【図表】

図1) 経営学と国際経営戦略との関係

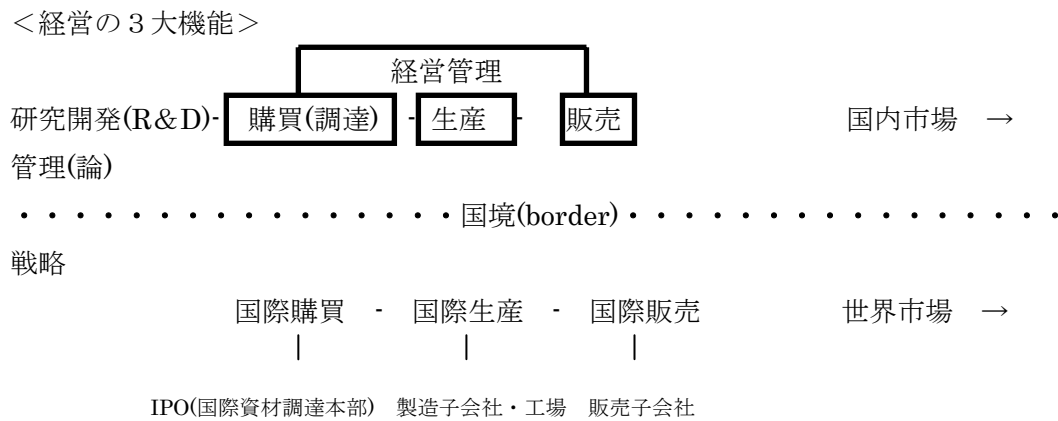
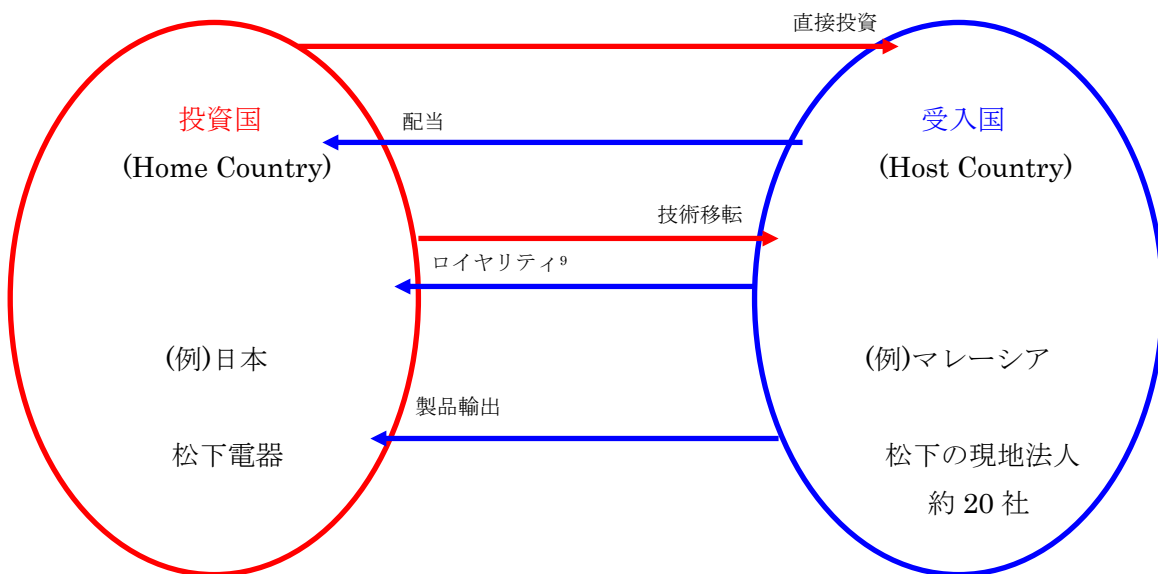


図2) 企業のグローバル展開の果実



⁹ 権利等の使用料

WEST 論文研究発表会 2006

図3) 多国籍企業経営戦略手段の潮流

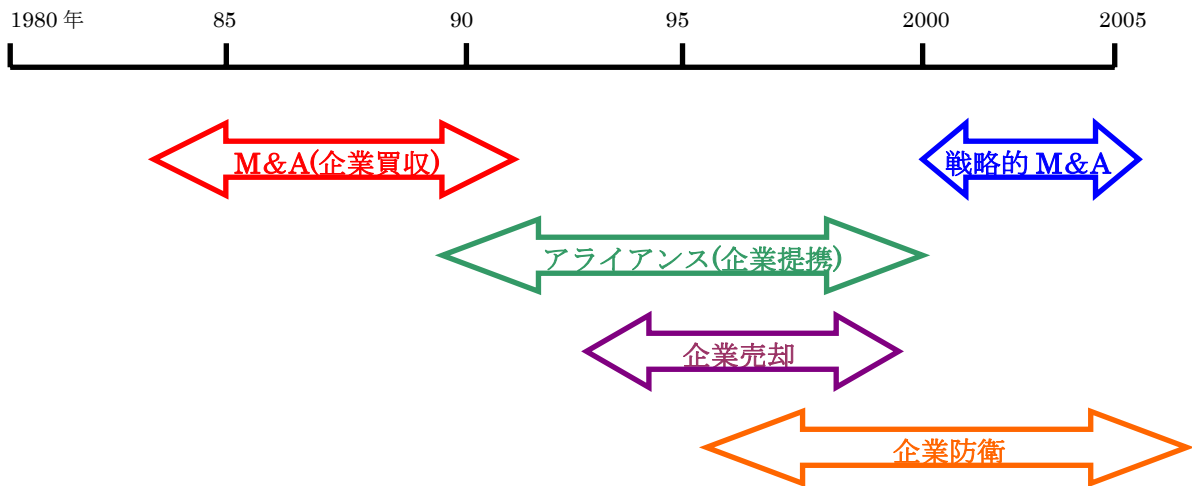
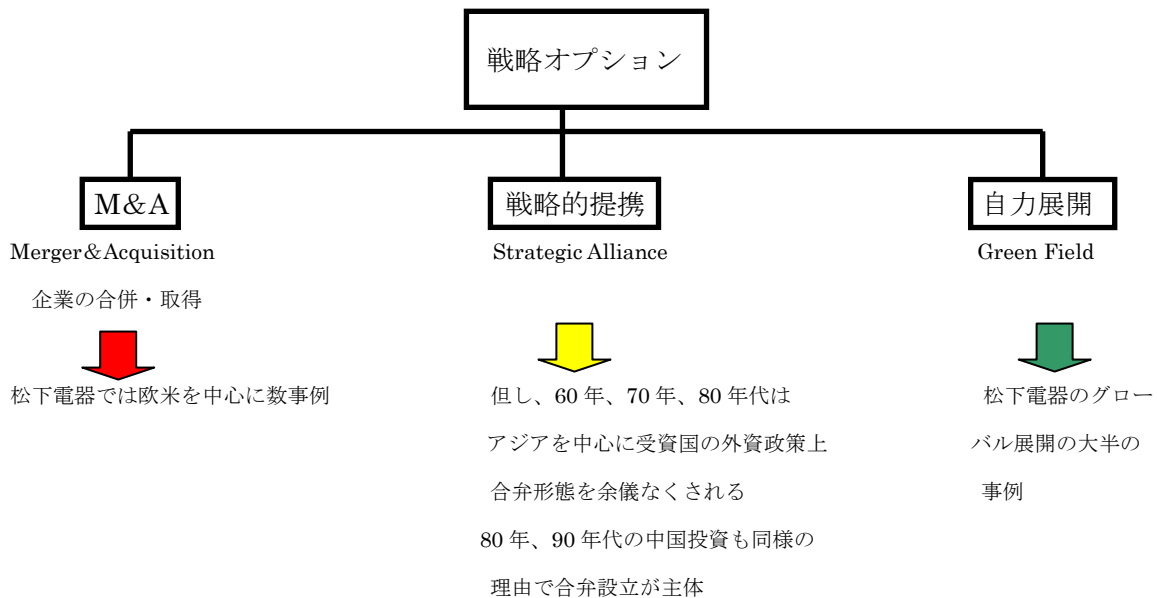
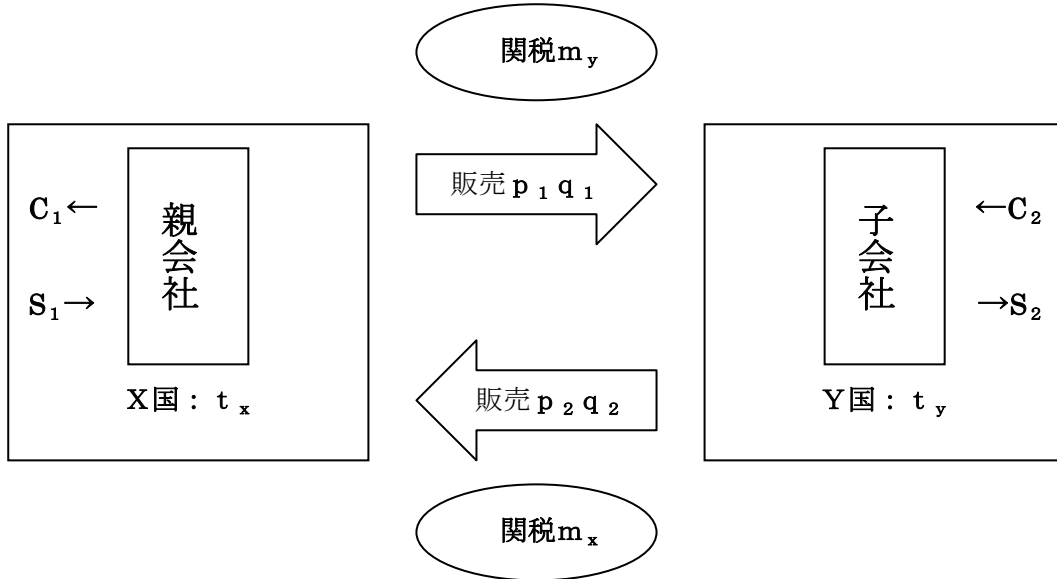


図4) 企業の国際戦略(例：日本企業)

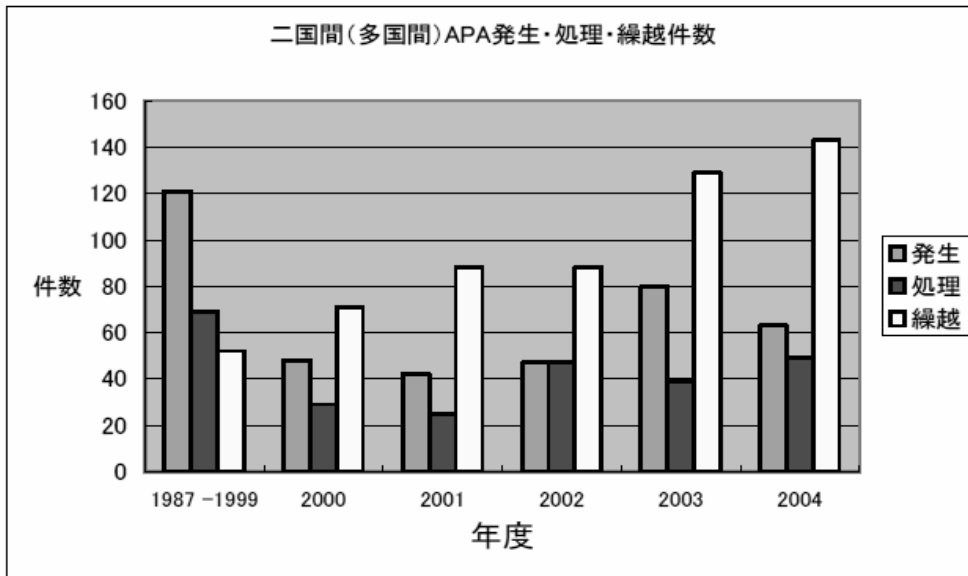


WEST 論文研究発表会 2006

(図 2 - 1) 「多国籍企業利潤最大化モデル略図」



(図表 2 - 2) 日本の移転価格課税の状況



WEST 論文研究発表会 2006

(図表 2-3) BRICs の国土と総人口

国名	ブラジル	ロシア	インド	中国
面積	851 万平方 km	1707 万平方 km	328.7 万平方 km	960 万平方 km
人口	1 億 8641 万人	1 億 4320 万人	11 億 337 万人	13 億 1584 万人

「BRICs 新興する大国と日本」から作成、データは 2005 年

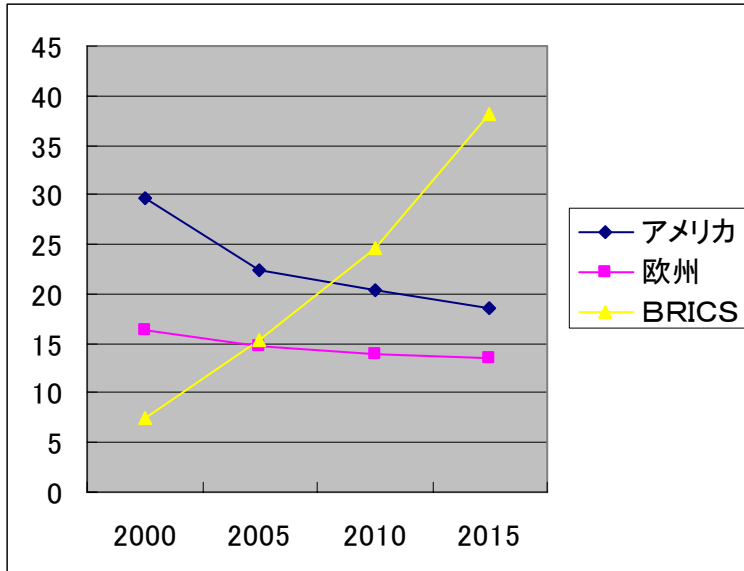
(図表 2-4) BRICs と各国成長率の推移

	1995~2000 年	2000~2005 年	2005~2010 年	2010~2015 年	平均値
米国	3.8	3.4	2.9	2.6	3.2
欧州	2.7	1.9	2.2	2.2	2.3
韓国	5.7	5.1	4.4	3.9	4.8
台湾	5.8	4.2	3.8	3.3	4.3
シンガポール	6.6	4.6	4.8	4.2	5.1
タイ	2.1	6.3	5.9	5.4	4.9
マレーシア	5.7	6.5	6.2	5.4	6.0
フィリピン	4.1	2.6	2.8	3.1	3.2
インドネシア	2.2	5.2	4.1	3.7	3.8
中国	8.6	8.4	7.6	6.0	7.7
インド	6.3	7.6	7.9	7.5	7.3
ロシア	0.8	6.0	5.4	5.2	4.4
ブラジル	2.6	3.5	4.0	4.5	3.7

「BRICs 新興する大国と日本」門倉貴史氏が試算したものに筆者追加

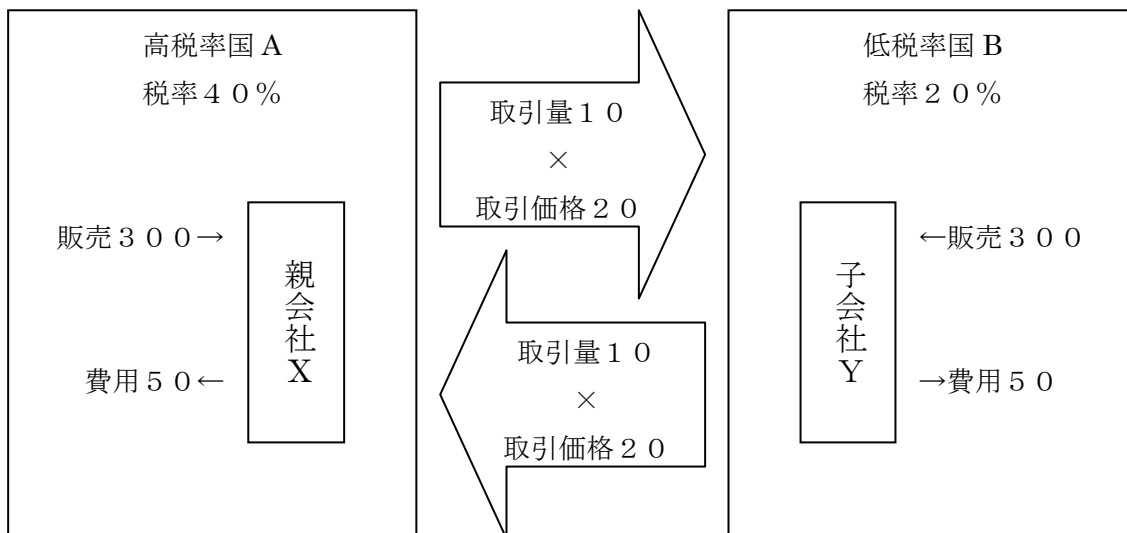
WEST 論文研究発表会 2006

(図表 2-5) 日本の実質輸出仕向け地別内約

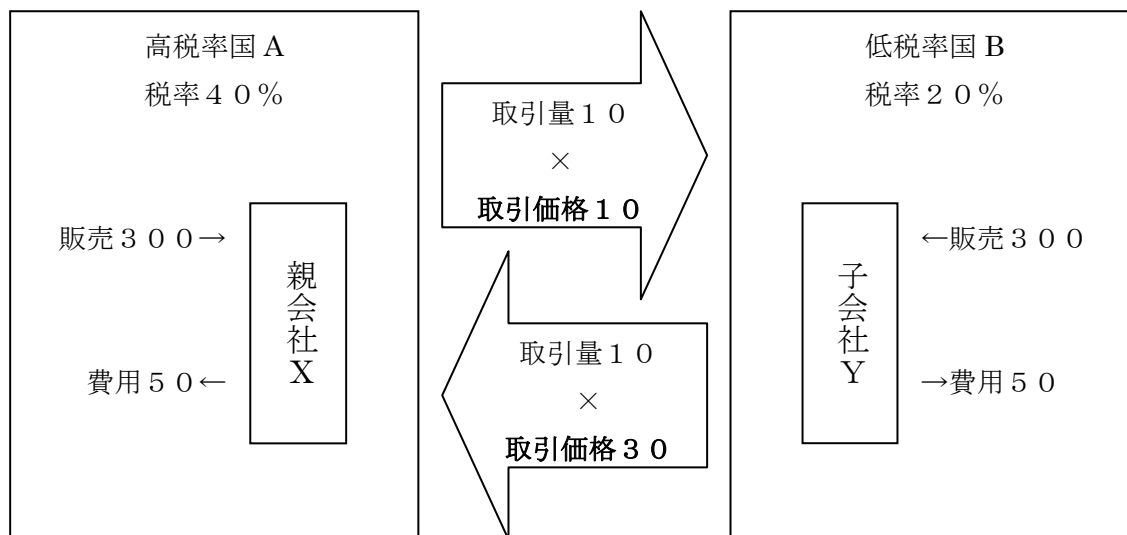


「BRICs 新興する大国と日本」2005 年以降は筆者試算

(図 i) 適正時における多国籍企業の子会社との取引モデル



(図 ii) 多国籍企業の子会社間との移転価格操作取引モデル



参考資料 1

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六条の四 「法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項及び第六項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引（当該国外関連者が法人税法第百四十一条第一号 から第三号 までに掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該国外関連者のこれらの号に掲げる国内源泉所得に係る取引のうち政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得及び解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得及び同法第百三条第一項第二号 の規定により解散による清算所得とみなされる金額を含む。第七項において同じ。）に係る同法 其他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。」

WEST 論文研究発表会 2006

Click on country name to go to information update

OECD	European Union	Asia - Pacific	Latin America	Country	1 Jan 2005 (%)	1 Jan 2006 (%)	Footnote
				Albania	23	20	1
			■	Argentina	35	35	2
			■	Aruba	35	35	3
■		■		Australia	30	30	4
■	■			Austria	25	25	5
		■		Bangladesh	30	30	6
			■	Barbados	30	25	7
■	■			Belgium	33.99	33.99	8
			■	Bolivia	25	25	9
				Botswana	25	25	10
			■	Brazil	34	34	11
				Bulgaria	15	15	12
■				Canada	36.1	36.1	13
			■	Cayman Islands	0	0	14
			■	Chile	17	17	15
		■		China	33	33	16
			■	Colombia	35	35	17
			■	Costa Rica	30	30	18
				Croatia	20.32	20.32	19
	■			Cyprus	10	10	20
■	■			Czech Republic	26	24	21
■	■			Denmark	28	28	22
			■	Dominican Republic	25	30	23
			■	Ecuador	25/15	25/15	24
	■			Estonia	0/24	0/23	25
		■		Fiji	31	31	26
■	■			Finland	26	26	27
■	■			France	33.83	33.33	28
■	■			Germany	38.31	38.34	29
■	■			Greece	24/32	22/29	30
			■	Honduras	30	30	31
		■		Hong Kong	17.5	17.5	32
■	■			Hungary	16	16	33
■				Iceland	18	18	34
		■		India	36.5925	33.66	35
		■		Indonesia	30	30	36
■	■			Ireland	12.5	12.5	37
				Israel	34	31	38
■	■			Italy	37.25	37.25	39
■		■		Japan	40.69	40.69	40
			■	Jamaica	33.3	33.3	41
				Kazakhstan	30	30	42
■		■		Korea, Republic of	27.5	27.5	43

参考資料 2

2005 年度及び

2006 年度の各国法人
税率

引用元 :

KPMG's

Corporate Tax Rate
Survey

2006

(http://www.kpmg.com/jp/resources/research/r_tax200604_1.pdf)

WEST 論文研究発表会 2006

Click on country name to
go to information update

OECD	European Union	Asia - Pacific	Latin America	Country	1 Jan 2005 (%)	1 Jan 2006 (%)	Footnote
	■			Latvia	15	15	44
	■			Lithuania	15/13	15/13	45
■	■			Luxembourg	30.38	29.63	46
				Macau	12	12	47
		■		Malaysia	28	28	48
	■			Malta	35	35	49
				Mauritius	25/15	25/15	50
■			■	Mexico	30	29	51
				Mozambique	32	32	52
■	■			Netherlands	27/31.5	25.5/29.6	53
			■	Netherlands Antilles	34.5	34.5	54
■		■		New Zealand	33	33	55
■				Norway	28	28	56
				Oman	12	12	57
		■		Pakistan	35	35	58
			■	Panama	30	30	59
		■		Papua New Guinea	30	30	60
			■	Peru	30	30	61
		■		Philippines	32	35	62
■	■			Poland	19	19	63
■	■			Portugal	27.5	27.5	64
				Romania	16	16	65
				Russia	24	24	66
		■		Singapore	20	20	67
■	■			Slovak Republic	19	19	68
	■			Slovenia	25	25	69
				South Africa	37.8	36.9	70
■	■			Spain	35	35	71
		■		Sri Lanka	32.5	32.5	72
■	■			Sweden	28	28	73
■				Switzerland	21.3	21.3 (12.97-25.07)	74
		■		Taiwan	25	25	75
		■		Thailand	30	30	76
				Tunisia	35	35	77
■				Turkey	30	30	78
				Ukraine	25	25	79
				United Arab Emirates	20/55	20/55	80
■	■			United Kingdom	30	30	81
■				United States	40	40	82
			■	Uruguay	30	30	83
			■	Venezuela	34	34	84
		■		Vietnam	28	28	85
				Zambia	35	35	86

WEST 論文研究発表会 2006

参考資料 3

法人税調査の状況

事務年度		16	前年対比	17	前年対比	
項目						
調査件数	1	4,413 件	99.6%	4,509 件	102.2%	
更正・決定等の件数	2	3,555 件	97.2%	3,675 件	103.4%	
同上のうち不正計算のあった件数	3	678 件	90.6%	664 件	97.9%	
申告漏れ所得金額	4	7,864 億円	129.1%	8,977 億円	114.2%	
同上のうち不正脱漏所得金額	5	545 億円	94.2%	635 億円	116.5%	
調査による追徴税額	6	1,841 億円	141.3%	2,011 億円	109.2%	
同上のうち加算税額	7	220 億円	140.3%	234 億円	106.5%	
分 析	不正発見割合(3/1)	8	15.4%	▲ 1.5 ポイント	14.7%	▲ 0.7 ポイント
	調査 1 件当たりの 申告漏れ所得金額(4/1)	9	178,198 千円	129.6%	199,088 千円	111.7%
	不正 1 件当たりの 不正脱漏所得金額(5/3)	10	80,455 千円	103.9%	95,678 千円	118.9%

参考資料 4

移転価格税制に係る課税状況

事務年度		16	前年対比	17	前年対比
項目					
申告漏れ件数		82 件	132.3%	119 件	145.1%
申告漏れ所得金額		2,168 億円	286.2%	2,836 億円	130.8%

出所：国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/category/press/press/h18/5311/01.htm>